

○厚生労働省告示第七七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める送迎（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1、注2及び注3の厚生労働大臣が定める送迎イ 送迎加算⁽¹⁾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）指定障害福祉サービス基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う事業所又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

(2) (略)
(3) (略)
ハ 介護給付費等単位数表の第6の12の送迎加算の注3の厚生労働大

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎イ 送迎加算⁽¹⁾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

(2) (略)
(3) (略)
ロ (略)
(新設)

臣が定める送迎

指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎

イ 介護給付費等単位数表第7の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する共生型短期入所（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）が、当該指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）又は共生型短期入所の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

ロ 介護給付費等単位数表第7の12の注2の厚生労働大臣が定める送迎

前号ハの規定を準用する。

三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎

前号の規定を準用する。

四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎
第一号の規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

（新設）

三 介護給付費等単位数表第10の7の注、第11の11の注、第12の14の注、第13の13の注及び第14の15の注において厚生労働大臣が定める送迎
第一号の規定を準用する。